

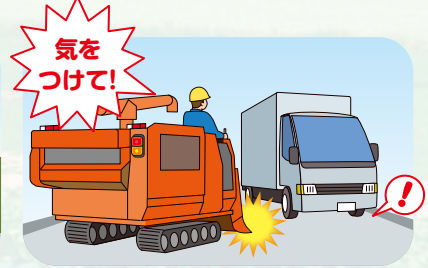
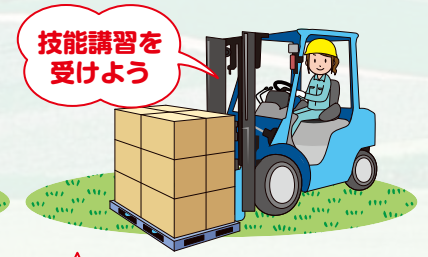
農作業安全「MMH」運動に みんなで行こう

M

マナー

トラクタ等運転は、 交通ルールと運転マナーを遵守しよう

- 運転には、道路走行に必要な運転免許、作業に必要な受講証・免許を取得し、交通ルールを守り安全運転に努めましょう。
- トラクタ等農耕作業用自動車の道路走行時には、一般自動車と路上で共存を図るために、保安装備を的確に付け、道をゆする・迂回路を使う・道路使用時間帯に配慮する等、一般交通の妨げにならないよう心掛けてください。また、道を汚さない等の運転マナーも遵守しましょう。



M

マーク

点検・整備の励行と低速車マーク・ 反射テープ等を取り付けよう

- 道路運送車両法上の小型特殊自動車（トラクタ等）は、自動車検査制度（車検）の義務が免除されていますが、整備不良は重大な事故を招く恐れがあるので、自主的な点検・整備を励行しましょう。
- 一般の自動車との速度差が大きくて追突事故につながる恐れがあるので、低速車マークや反射テープ等を取り付けましょう。また、保安灯火等が正常に機能することによって後続車が早く認知できる可能性が高まります。事故が起きないように早めの点検や日々の点検などを心がけてください。



H

保険

労災保険と傷害共済・自動車共済等 任意保険へ加入しよう

- 農作業事故・交通事故が発生すると、受傷した本人ばかりか農家経営全体に重大な影響を及ぼします。万一の場合に備えて道路運送車両法上の小型特殊自動車（トラクタ等）は、労災保険や共済等任意保険に加入し、安心して農業経営に当たりましょう。

